職 員 \mathcal{O} 勤務 時 間、 休 暇等 に関す Ź 規 魺 \mathcal{O} 部を改 正する規則をここに公布す

る。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十三号

職 員 の勤務時間、 休暇等に関する 規 則 \mathcal{O} _ 部 を改正す る規則

職員 \mathcal{O} 勤務 **詩間、** 休暇等 に関す る 規則 平 成七 年佐賀県 人事委員会規則第十

号) の一部を次のように改正する。

第三条第二項 中 「第五 条第 --- 項に お 1 て を \neg 以 下 に 改 \Diamond

第三条の七を第三条 \mathcal{O} 八 <u>ک</u> 第三条の三か ら第三条の六までを一条ず つ

り下げ、第三条の二の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第三条の 間とする。 超過月」という。) 定する六十時 県条例第四十四号。 職員給与条例 Ξ 第十三条第四項及 条例 間 (昭和二十六年佐賀県条例第 第六 を超えて勤務した全時間 の末日 以 下 条 の二第一 の翌日 「学校職員給与条例」という。)第十四条第四項に び佐賀県公立学校職員給与条例 項 から同日を起算日とする二月後の \mathcal{O} 人 事 に係る月 委員会規 _ 号。 以下 則で定め (次項に 「県職員給与条例」 (昭和三十二年佐 る期間 お 11 7 日まで は 六 + 佐 賀県 \mathcal{O} 時 期 間 規 賀 لح

項に規 前 第 項に 任命権者は、条例第六条の二第一 項 る E 規定する 定する時 日及 規定する代休日 び 期間 間外 年末年始 一勤務: 内 12 を 代休 \mathcal{O} ある勤務 休日を 11 う。 時 間 いう。 以下同じ。) 日等 をい 項 \mathcal{O} . う。 休日 規定に基づき時間外勤務代休時間(同 以下 以下 同じ。 を除く。 (条例第八条に規定する祝 同 (°) 及び代休 第四項に を指定す 日 お (条例第九条 る場合には、 11 7 |同じ。) 日法

2

三条第 る 12 に 掲げ 以 時 割 る時 例第 + 下 り振 県 間 五を乗じ 間 + 職 る 几 外 ·四条第 項及 られ を除 区 勤 員 \mathcal{O} (給与 分に 項及 務 <u>`</u> ر °) 手 た び学校職員給与条例 勤務時 び第六 当 て得た時 条 応じ、当該各号に定める時間数 項 第 例第十三条第 \mathcal{O} 当該 支給 項に 間 一号及び 間 時 のうち、 に係る六 間に 数 お 1 第三項 、該当す て 項 第 第十 時 + 「六十時 間 時 に 匹 外 る六十時 __ 間 号及び [条第四 掲 超 勤務代休時間 間 げる 過 超 月 の時 過時 間 勤務に係 第三項並 項 12 超過 \mathcal{O} お 間を指定するも 間 規定 け 時 る \mathcal{O} لح 指定に代えようとす 間 る \mathcal{O} 県 び 1 時間 適用を受ける に学校職 職 \mathcal{O} う。 員給与 時 間 (次号に掲げ 数 \mathcal{O} のとする。 次 条 員給与条 百分 \mathcal{O} 例 時 第 間 \mathcal{O}

る時 次 7 間 に · 掲 げ た 時 当該 間 る 時間 規 数 定に に該当する六十 規 定す る七 時 . 時 間 間 兀 超過時 十 五 分 間 12 達す \mathcal{O} 時 間数 る ま に で 百 \mathcal{O} 分 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 勤 + 務 ·を乗 に 係

イ 県 職 員 (給与 条例 第十三条第二項及 び学校 職 員給与 条 例 第 十 匹 条 第二

項

口 項 第 + 書 + 佐 九 |賀県 条 五. 又 条 は \mathcal{O} 第二 職 規定によ 同 員 条例第十八条第 項 \mathcal{O} 亥 育児休業等に び り 学校 読み替えられ 職 員給与 関す 項にお 条 た Ź 例 県職員給与条例第十三条第 条例 1 第十 7 準用す (平成四年 兀 条第 る場合を含む。) __-佐 項ただし 賀県条例第二号) 書又は 項ただ 又は 第二 第

ノヽ 定に 条 佐 一賀県条 第 例 <u>二</u>項 第九 般 職 り 読 例 条第二項の \mathcal{O} 第二号。 任 み替えら 期 付 職 規定に 以下 員 れた \mathcal{O} 県 採 「任期付 より読み替えら 職 用 員給与 及 75 職員条例」 給与 条例第十三条第二項及 \mathcal{O} 特 れた学校職員給与条例 例 لح に ****\ 関 · う。) する条例 第九 条第 U (平成 任 期 第十 項 + 付 五 職 \mathcal{O} 几 規 年 員

県 職員給与条例第十三条第 ___ 項第二号及び学校職員給与条例第十 几 条第

 \equiv

間

 \mathcal{O}

時

間

- 3 兀 休 \mathcal{O} 時 暇 時 前 間 間 項 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} 又 連続 場合 は 間 七 \mathcal{O} 時 時 12 間 お 間数と当該時 7 四十五 時 1 間 て、 外 分とな 勤務代 そ \mathcal{O} 指定 間 休 る 外 、勤務代 時 時 は 間 間 を指 兀 休時 を単 時 定す 間 位と 間 又 る は \mathcal{O} 場合 時 L 七 間 時 て 行う 数を合計 に 間 あ 兀 t + 0 五 7 \mathcal{O} は لح 分 た す 時 年次 当該 間 数 年 休 暇 が 次
- 4 合は が 刻 項に規定す n た勤 ま 任 業務 で 命 連続 務 権 時 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 運営 る期 間 は 限 す n る \mathcal{O} 間 で 並 勤 条 ___ 部 例第六 な び 務 内 12 い に 時 に 職 間 あ 0 条 員 に る 11 の二第 勤 7 \mathcal{O} 0 務 時 健 11 間 康 7 日 等 外勤務 及 行 __ \mathcal{O} 項 び わ 福 始 \mathcal{O} な 規定に 業 代 祉を考慮 け 休時 れ \mathcal{O} ば 時 刻 間 基 な カン を指定す づ 5 ら連続 て き な 必要があると 11 0 口 ただ る場合に \mathcal{O} 勤務 又は に 認 終業 は 割 任 命 8 1) る 権 振 \mathcal{O} 第 時 5
- 5 申 任命 出 た場合に 権者は、 職員が は 時 あ 間 外 ら 勤 カン 務 じ 代 8 時 休 間 時 間 外 を指定 勤務代休 し 時 な 間 1 ŧ \mathcal{O} 指 \mathcal{O} とす 定を希望 る。 な 1
- 6 指定す が 勤 み、 務を 任 命 るよ 前 権 た職員 者は、 項に規定する場合を除き、 う 努 8 \mathcal{O} 条例第六 健 るも 康及 \mathcal{O} とす 条 び 福祉 の二第 ź. \mathcal{O} 確 項に 保 当該 に 職 特 規定する措置 員に に 配 対 慮 7 た 時 ŧ が 六 間 \mathcal{O} + 外 で 勤務代 あ 時 間 ることに 超 休 過 時 時 間 間 か を W \mathcal{O}

を削 第 が 八 第五条 指定され 条に り、 「(休日」 規定する祝 第 た 勤 項 務 中 を 日 「(同 「(条例 等及 日法に 項に規定する代 び よる休 第六条の二第 休 日 日及び に 改 \Diamond 休 年 る。 日 -末年始 項 を \mathcal{O} 11 規定 う。 \mathcal{O} 12 休 以下 ょ 日 を り 同 時 1 う。 間 外 勤務 以下 及 てバ 代 同 休 (条例 時

附 則

 \mathcal{O} 規 則 は 平 成二十二年四 月 日 カン ら 施 行 す